



政一発 第 091 号

2024 年 11 月 19 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

移管指針公開草案第 15 号(移管指針第 9 号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」
に対する意見提出の件

以下は、移管指針公開草案第 15 号(移管指針第 9 号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」(以下「本公開草案」と言う)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている(末尾に当会の参加会社を記載)。

質問 1—会計処理に関する質問

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 2—注記事項に関する質問

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3—適用時期及び経過措置に関する質問

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

但し、本公開草案 205-2 項(1)に従った期首時点会計処理に伴い発生する税効果の取り扱いが不明瞭な部分がある。

本公開草案で提案されている処理の適用前に(固定資産の減損損失など損益見合いの一時差異に係る)繰延税金資産に対する評価性引当金を計上している会社において、(その他包括利益見合いの一時差異に係る)繰延税金資産を追加認識する事で、既存の(損益見合いの一時差異に係る)評価性引当金の金額が変動した場合、期首の利益剰余金に影響を与える。

例えば、(損益見合いの一時差異に係る)繰延税金資産 100 に対して回収可能な部分は 50 しかないとして、評価性引当金 50 を計上している会社があるとする。これに(その他包括利益見合いの一時差異に係る)繰延税金資産 100 を追加認識した場合、スケジューリング等の状況次第では、評価性引当金は合計 150(合計 200 の繰延税金資産に対して 50 が回収可能)、且つ既存の(損益見合いの一時差異に係る)評価性引当金 75、新たに発生した(その他包括利益見合いの一時差異に係る)評価性引当金 75 という内訳となる可能性があるもの。

一方で、公開草案では「『その他の包括利益累計額』又は『評価・換算差額等』に加減」の記載に留まっており、利益剰余金を調整する可能性に言及すべきと考えられる。

質問 4—その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

無し

以上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館 20 階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社